

定 款

一般社団法人奈良県植物防疫協会

一般社団法人奈良県植物防疫協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県桜井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、植物防疫等作物の保護等に関する調査研究事業及び安全な農産物の生産に関する事業を行い、もって国民生活に不可欠な食料である農産物の安定供給の確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 植物防疫等作物の保護等に関する情報提供、機関誌の発行並びに農薬の安全使用及び危害防止の徹底の推進に関する啓発事業
- (2) 主要農作物病害虫及び雑草防除の新技术の導入のための新農薬登録促進に関する開発農薬等の効果、薬害の確認及び作物残留試験を行う新農薬等実用化試験事業
- (3) 新規登録農薬の主要農作物病害虫及び雑草防除に対する適応性を確認し、有効農薬の普及を推進する農薬展示圃事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 奈良県内の植物防疫に関係する個人又は団体で、この法人の趣旨に賛同して入会したものの
 - (2) 賛助会員 植物防疫に関係する個人又は団体並びに、農薬及び農業資材の製造販売業に関係する個人又は団体で、この法人の趣旨に賛同し、活動を賛助することを目的として入会したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動の費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費又は賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員又は賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員又は賛助会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員又は賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員又は賛助会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費の不返還)

第11条 この法人は、会員資格を喪失した正会員又は賛助会員が納入した会費は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員及び賛助会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として随時開催する。

2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事会長が招集する。

2 代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故あるときは、副会長が招集する。

- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、代表理事会長がこれに当たる。

- 2 代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員及び賛助会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席しない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとしたときは、書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、この法人に提出することにより行う。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の規定により作成した議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事会長とする。
 - 3 代表理事会長以外の理事のうち、2名以内を副会長、2名以内を業務執行理事とする。
 - 4 第2項の代表理事会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事会長、副会長及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。
- 5 代表理事会長に変更があったときは、2週間以内に登記しなければならない。
- 6 理事を選任するときは、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないものであること。
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えないものであること。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、代表理事会長を補佐する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事は、総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の決議によって解任することができる。

2 監事は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会、理事会その他の自己の職務の執行のための移動に要する実費支給の交通費等については、報酬等に含まないものとする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事会長が招集する。

2 代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 代表理事会長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を代表理事会長に請求することができる。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事会長がこれに当たる。

2 代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故があるときは、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるもので構成される。

- (1) 財産目録に記載した財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、正会員の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、営利の追求を目的とせず、剰余金の分配は行わないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、理事会の承認を経て代表理事会長が任免する事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、代表理事会長の命によりこの法人の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第11章 補 則

(委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、総会の決議を経て代表理事会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（代表理事会長）は、浅井真人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成26年6月11日一部改正する。
- 5 この定款は、平成28年9月1日一部改正する。
- 6 この定款は、令和2年4月1日一部改正する。
- 7 この定款は、令和6年7月1日一部改正する。